

現場代理人の常駐義務緩和措置について

(令和5年3月1日)

1 目的

土木工事の技術者、従事者不足が懸念される中、公共工事の着実な執行を図ることを目的に、令和2年12月から現場代理人の常駐義務緩和措置を講じているところですが、さらなる着実な執行を図るため現場代理人の常駐義務緩和措置を改めます。

2 現場代理人の兼任を認める要件

(1) 対象工事

兼任ができる工事は2件とし、いずれも豊後大野市の発注工事であること。

(2) 兼任できる工事要件

- ① 2件の工事場所が直線距離で10km以内、又は同一の町内であること。
- ② それぞれの工事の請負代金額が4,000万円未満（建築一式工事のみの場合は8,000万円未満）であること。
- ③ 現場代理人の現場運営等に支障がなく、発注者との連絡体制が確保できること。
- ④ 適用日以前に発注している対象工事についても本措置を適用する。

3 現場代理人の兼任手続き

- ① 受注者は、別紙1「現場代理人兼任届出書」によりその旨を届け出ること。
- ② 受注者は、「現場代理人兼任届出書」を2部作成し、1部をすでに受注している工事の監督員へ、もう1部を契約検査室へ提出（契約締結時）する。
- ③ 受注者は、2件の工事場所がわかる位置図を添付し、距離表示をすること。

4 留意事項

「現場代理人兼任届出書」の記載内容に虚偽があった場合、現場代理人の兼任することにより現場体制の不備、安全管理や品質管理の不徹底等の理由から、本措置の取消、契約解除、成績評定への反映、指名停止措置等を行うことがある。

5 適用時期

この取扱は、令和5年3月1日以降、入札公告又は指名通知を行う工事について適用します。